

## 町民交通傷害保険制度の廃止について

交通事故により傷害を受けた町民の方を救済することを目的に、昭和43年から町民交通傷害保険制度を実施してきましたが、令和3年4月以降の町民交通傷害保険契約の引受可能となる損害保険会社がないことから、令和3年3月31日をもって町民交通傷害保険制度を廃止します。

長年にわたり、町民交通傷害保険にご加入・ご協力いただきありがとうございました。

＜令和2年度に加入されている方へ＞

令和2年度に町民交通傷害保険に加入されている方は、令和3年3月31日までの事故が保険対象となります。交通事故により傷害を受けた場合は、速やかに総務防災課町民係まで連絡してください。

照会先 総務防災課町民係 電話(85)7160

## 防災行政無線などを用いた全国一斉の 緊急情報伝達試験の実施について

地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム（Jアラート）から送られてくる国からの緊急情報を、様々な手段を用いて確実に住民の皆さんに伝えるために情報伝達試験を実施します。

試験ですので、間違いのないようよろしくお願いします。

【実施日時】 2月17日（水）11時

【内 容】 防災行政無線、町ホームページ、町メールマガジン、tvkデータ放送、twitterを用いた情報伝達試験

【放送内容】 〈上り音チャイム〉これはJアラートのテストです。これはJアラートのテストです。これはJアラートのテストです。こちらは防災箱根です。〈下り音チャイム〉

【その他】 気象状況等によっては中止となることがあります。

Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

照会先 総務防災課防災対策室 電話(85)9562

★ホームページ URL <http://www.town.hakone.kanagawa.jp>

★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。  
(発行/箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本256番地)

# 夜間休日窓口開設

**住民異動※、マイナンバーなどの手続きができます！**

夜間や休日であれば窓口に来られない方のために、次のとおり窓口を開設します。

2月	17日(水)	17:15~19:15
3月	10日(水)	17:15~19:15
	24日(水)	17:15~19:15
	28日(日)※	8:30~17:15

- 【場所】 役場 本庁舎2階 総務防災課町民係窓口
- 【取扱業務】 ◎マイナンバーカードの受け取り・申請（顔写真撮影→オンライン申請→郵送受け取り可）  
◎電子証明書の更新・発行  
◎マイナポイント予約（マイキーID設定）支援  
マイナポイントの付与を受けるには、3月末までにマイナンバーカードの申請が必要です。  
◎転入・転出、住民票・印鑑証明・戸籍証明書の発行※

※ご注意

住民異動（転入出等）や各種証明発行の手続きができるのは、3月28日（日）だけになります。マイナンバーに関する手続きは上記全ての日程で可能です。

いずれの手続きも本人確認書類が必要です。  
ご不明な点等につきましては、事前に問い合わせてください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、マイナンバーカードの申請・受け取り・電子証明書の更新・マイナポイント予約等の手続きに際し外出が不安な方は、まずは電話で問い合わせてください。

照会先 総務防災課町民係 電話（85）7160

月 日	
サイン	

- ★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。
- ★ この回覧「まちだより」は町のホームページにも掲載しています。

# 中小企業等事業継続支援交付金について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経営状況が悪化している中小企業・小規模事業者・個人事業主を支援するため、次のとおり町独自の中小企業等事業継続支援交付金を創設しました。

中小企業者等の皆様の負担をさらに軽減するため、昨年5月に実施した観光事業者等緊急支援補助金に比べ申請手続きがより簡潔となっています。是非本交付金を事業の継続に活用してください。

## 【交付対象者】

中小企業者・小規模事業者、個人事業主のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が対前年同月比または対前々年同月比が 20%以上減少している店舗等を町内で営み、今後も当該事業を町内で継続する意向のある方

【交付金額】 町内の店舗等 1 店につき 20 万円

【想定交付件数】 1,000 件（1 店舗 1 回限り）

【交付申請期間】 2 月 1 日(月)～3 月 1 日(月)

## 【申請方法】

町ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて観光課産業施設係宛に郵送してください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、持ち込みでの申請はご遠慮ください。

## 【期待する交付金の使途】

- (1) 新型コロナウイルス感染症から、観光客と町内観光事業者の安心安全を確保するためのもの。(マスクや消毒液、消毒装置の購入費用など。)
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響による経営の危機的状況を乗り越えるために行うもの。(宅配等新たな事業形態への取り組み、チラシ作成費用など。)
- (3) 新型コロナウイルス感染症が収束した後を見据えて事業を継続するために実施するもの。(従業員研修、メニューの多言語化、新商品開発費用など。)
- (4) 家賃等、直ちに支払う必要のある確定債務に充てるもの。(家賃、機器リース代、買掛金、借入金償還金など。)

申込・照会先 観光課産業施設係 電話 (85) 7410  
〒250-0398 箱根町湯本 256

# 中小企業等雇用維持交付金について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業活動の縮小、一時的な休業等を余儀なくされながらも、労働者の雇用維持を図るために雇用調整を講ずる中小企業者等に対し、雇用の安定した確保を促すための中小企業等雇用維持交付金を創設しました。

## 【交付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことを理由として、町内の事業所に係る雇用調整助成金等の申請（申請に係る対象期間が、令和2年12月28日～令和3年2月7日の間に1日以上含まれる者）をし、支給決定を受けた者

【交付金額】 対象者の要件を満たす事業者当たり20万円

【想定交付件数】 600件（1事業者1回限り）

【交付申請期間】 2月1日(月)～6月30日(水)

## 【申請方法】

町ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて観光課産業施設係宛に郵送してください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、持ち込みでの申請はご遠慮ください。

## 《これから雇用調整助成金を申請される方へ》

### ●厚生労働省 雇用調整助成金の申請方法について

雇用調整助成金の申請方法については、厚生労働省のホームページをご覧ください。または、神奈川労働局職業対策課助成金センター（TEL：045-277-8815）へ問い合わせてください。

### ●2月18日(木) 雇用調整助成金の申請手続きをサポートします

毎月、町で実施している無料お困りごと相談会の中で雇用調整助成金の申請手続きのサポートをします。専門相談員の方が申請書の書き方などをアドバイスしますので、是非利用してください。

【日時】2月18日(木) ※要予約

【場所】役場分庁舎4階第6,7会議室

人数に限りがありますので、希望される方は、事前に観光課へ電話にて予約してください。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用と手指の消毒を徹底してください。

申込・照会先 観光課産業施設係 電話(85)7410  
〒250-0398 箱根町湯本256

# 箱根路森林浴ウォーク 2021 大会開催!

【開催日】令和3年5月16日(日)

※「新しい生活様式大会」400名限定!!

多くの声で復刻した中級者向けロングコース

## 芦ノ湖一周コース

21 km

午前8時~9時 自由スタート

星槎レイクアリーナ箱根  
スタート・ゴール会場

集合場所: 星槎レイクアリーナ箱根

- 臨時直行バス(有料)  
1,500円(片道)を当日現金にて収受します。  
(大会当日 7:00から8:00の間)  
小田原駅(西口)から星槎レイクアリーナ箱根  
まで運行します。(定員になり次第出発)
- 路線バス  
・小田原駅(東口)から  
箱根登山バス(湖尻・橋本台)行乗車  
(南温泉庄)バス停下車→徒歩3分  
○所要時間: 約1時間  
○片道料金: 1,220円(2020年12月現在)
- 自家用車  
・国道139号 仙石原信号より約1.5km  
星槎レイクアリーナ箱根側は  
駐車台数に限りがございますので、  
種々公共交通機関をご利用ください。

仙石原浄水センター駐車場

主催/箱根町

コースマップ COURSE MAP

## 【参加申込】

- ① 代表者氏名、電話番号、住所、生年月日、一緒に参加する方の氏名、会場までの交通手段等の必要事項を明記の上、申し込みフォーム(右下のQRコードを読み込んでください)、Eメール、FAX、郵送にて3月22日(月)までに申し込んでください。
- ② 参加申し込みが400名以下の場合は申し込み者全員に払込取扱票を送付します。抽選となった場合は当選の方に当選通知および払込取扱票を送付しますので、4月16日(金)までに参加費(1,500円)を支払ってください。
- ③ 参加費の納付が確認できた方へ、順次参加登録証を送付いたします。当日会場の受付にて提示してください。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、中止する場合があります。

照会先 箱根路森林浴ウォーク実行委員会  
〒250-0311 箱根町湯本 266  
教育委員会生涯学習課生涯学習体育係内  
電話 (85) 7601 FAX (85) 7200  
E-mail hakonezishinrinyokuwalk@gmail.com





## 求人企業と本音トーク会（箱根湯本会場）

新型コロナウイルス感染症の影響で不安が積みまとう状況だからこそ、企業の採用担当者から積極的に情報収集してみませんか？人事担当者と本音トークできるイベントが開催されますので、お仕事を探している方は気軽に参加してください。

【日 時】 3月5日（金）午前の部 10時～13時

午後の部 13時30分～16時30分

【場 所】 一の湯箱根路 開雲（湯本521-4） 2階会議室「ゆさか」

【対 象】 神奈川県内でお仕事を探している方

【参加企業】 午前の部・株式会社 一の湯（旅館業）

・株式会社 ひらまつ

THE HIRAMATSU HOTELS&RESORTS 仙石原  
（旅館業）

午後の部・株式会社 菜の花（製造・卸小売）

・東急リゾート&ステイ 株式会社

東急ハーベストクラブ箱根甲子園（旅館業）

【申込方法】 電話、ホームページから申し込んでください。

※当日は予約なしで来ていただくことが可能ですが、会場準備の都合上、なるべく事前に電話、ホームページにて予約してください。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、延期または中止になる場合もあります。

申込・照会先 神奈川県合同就職面接会事務局

受託運営 パーソルテンプスタッフ株式会社

電話 0120（959）677

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/oshirase/0607/kanagawa-gosetsu/>

# 認知症でも地域で安心して暮らせるために

認知症は、誰でもかかりうる身近な病気です。町では、認知症の方とその家族を地域でサポートするために、次のような取り組みを行っています。

## 『認知症等行方不明SOSネットワーク』について

認知症の症状の一つとして、外出中に自分がどこにいるのか、自分の家がどこなのか分からなくなってしまうことがあります。「認知症等行方不明SOSネットワーク」は、このような認知症の症状がある方について、事前に登録をしておくことで、行方不明になった際、地域の関係者や警察などの関係機関と連携し、行方不明の認知症の方を早期発見・保護するシステムです。

## ◎ 登録をされた方を対象として次のような事業を行っています。

### 個人賠償責任保険の加入

町では、「認知症等行方不明SOSネットワーク」登録をされた方を対象とする個人賠償責任補償のある保険に加入しました。

この保険の補償は、他人にけがをさせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入り電車を止めてしまったなどの法律上の賠償責任を負った場合に対象となります。

なお、保険の加入に伴う本人や家族の費用の負担はありません。



### 『箱根町SOS登録シール』の配布

認知症の方等が保護された際に、早期に身元の照会ができるようにするため、「認知症等行方不明SOSネットワーク」登録をされた方を対象に、「箱根町SOS登録シール」を配付しています。

カバンや杖、洋服など対象者が普段身に着けるものに付けていただいています。



(シール見本)

オレンジ色のシール はこじ郎が目印！  
高齢者を保護した方から福祉課に連絡してもらい、ナンバーから誰なのかがわかる仕組みです

※その他、認知症に関連する様々な取り組みを行っています。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

照会先 福祉課高齢福祉係 電話(85)7790

# 不用品交換情報

譲ります！  
譲ってください！！

## 譲ります

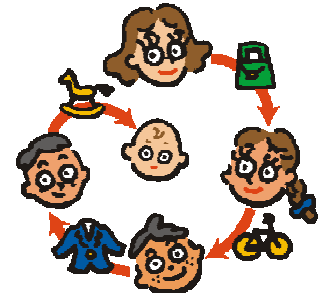
(1月27日現在)

番号	品名	規格	状態	価格
1349	ラムダ カメラ用リュック	小型・二層式	普通	応相談
1350	ミレー ザック	30L	普通	応相談
1351	デイパック	赤	普通	無料
1352	エース ガーメントバッグ	2着用	普通	応相談
1354	婦人用水着	13号	普通	応相談
1355	ドロミテ トレッキングシューズ	23cm	普通	応相談

## 譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2129	冷風機		普通	無料
2130	猫用品	キャリーバッグ、ケージ、 シート、フード等	普通	無料
2131	炊飯器	5.5合炊き	普通	無料
2132	電子レンジ		普通	無料

- ※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。
- ※ 家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。  
また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。  
掲載期間は登録日から6か月間です。
- ※ 希望の商品が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、連絡してください。
- ※ 本情報は、町内在住者のみ有効となります。  
また、その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行って下さい。  
なお、その際に問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。



申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565



## 箱エールクーポン券（第2弾）の配付および取扱店舗の募集について

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が令和3年1月7日に再び発出され、2月2日に期間延長が決定された中で、徹底した外出自粛や3密回避など、感染拡大防止に一丸となって取り組んでいる町民へ感謝し、生活を応援するとともに、一段と厳しい状況に置かれている地域経済の回復を図るため、町内登録店舗で利用できるクーポン券を全町民に配付します。併せて、クーポン券の取扱店舗を募集していますので、ご協力いただける事業者の方は、応募をお願いします。

### ●クーポン券配付概要（予定）

【クーポン券の名称】 箱エールクーポン券 2021

【発行者】 箱根町

【配付対象者】 1月31日に住民登録のある方

【配付額】 一人あたり1万円分のクーポン券  
<500円券の20枚綴（共通券6枚・専用券14枚）>

- ・**共通券** … 取扱店舗全店で使用可能
- ・**専用券** … 取扱店舗のうち業種が「各種総合小売」と「コンビニエンスストア」以外の店舗で使用可能

※ クーポン券の詳細については、配付時の説明をご覧ください。

### 【配付方法】

世帯主に世帯員分をまとめて3月中旬から簡易書留により郵送する予定です。全世帯への配付は3週間程度かかりますので、ご了承ください。

郵便配達時に不在で郵便局での保管期間が経過した郵便物については、企画課で保管しますので、その際は、印鑑と本人確認ができるものを持参いただき、受け取ってください。

※ 土曜日および日曜日の受け取りを希望される方は、企画課に事前に相談してください。

### 【使用期限】

令和3年6月30日（水）

※ クーポン券を受け取りしだい使用できます。使用期限を過ぎた場合、無効となります。

### 【使用可能店舗】

町内の登録店舗（認定ステッカーが貼ってある店舗）でのみクーポン券を使用できます。

クーポン券の配付時に取扱店舗一覧を送付するほか、町ホームページで、最新の取扱店舗の一覧を確認できるようにします。

### 【対象外商品等】

次に掲げる物品および役務の提供については、クーポン券の利用はできません。

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税、使用料などの公租公課
- (6) その他公序良俗に反するものおよび町長がクーポン券の利用を不相当と認めるもの

### 【注意事項】

- ・クーポン券は、お釣りが出ません。
- ・クーポン券の紛失、盗難等について、町はその責任を負いません。
- ・第三者への転売や譲渡はできません。

### ●クーポン券取扱店舗の募集

前回の同事業の登録事業者に直接依頼するほか、町内に店舗を有する事業所から募集をします。

### 【取扱店舗の条件】

町内に店舗を有する事業者（町内店舗のみの扱い）でクーポン券の利用開始日までに「感染防止対策」を実施していること。

### 【対象外事業者】

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者
- ・特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ・役員等が暴力団、暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

### 【申込方法】

事業者は、「箱エールクーポン券取扱店舗登録申込書兼同意書」に必要事項を記入のうえ、企画課または出張所に提出してください（郵送可、前回登録事業者のみメールおよびFAX可）。

登録申込書は申込受付窓口で配付するほか、町ホームページの「申請書ダウンロード」から取得することができます。（登録費用はかかりません。）

### 【申込期間および受付時間】

2月12日（金）から2月26日（金）まで

（窓口は土曜日、日曜日および祝日を除く8時30分から17時15分まで）

※ この期間に申込み、登録された事業者は、クーポン券の配付時に同封するクーポン券取扱店舗一覧に掲載されます。

※ 上記期間以降においても登録受付は行いますが、当初配付予定のクーポン券取扱店舗一覧に掲載されませんので、あらかじめご了承ください（ホームページ等で随時更新予定）。

### 【クーポン券の換金手続】

「取り扱ったクーポン券」および「請求書」を企画課または出張所に提出してください。企画課で確認した後、毎月の締切日から20日程度で登録店舗から指定された口座に振り込みます。締切日は、毎月上旬、中旬、月末の日の3回で、土曜日、日曜日及び祝日の場合は町で指定する日となります。換金請求期限は、令和3年7月15日（木）までとします。

### 【その他】

クーポン券利用町民向けに特別な価格設定やサービス、商品をクーポン券有効期間中に実施していただける場合は、企画課にご連絡いただければ、町ホームページで周知します。

照会先 企画課特定政策係 電話（85）9560

FAX（85）7577

e-mail kikakuka@town.hakone.kanagawa.jp